第一条のうち法人税法施行規則別表七㈠を同令別表七㈢とし、同表の次に一表を加える改正規定のうち別表七㈢付表の記載要領第二号中「「⑬のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の別表七(二)「４」）　⑭」」を「「⑫のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の別表七(二)「４」）　⑬」」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表七㈠付表四の次に五表を加える改正規定中「別表七㈠付表四」を「別表七㈠付表五」に、「五表」を「六表」に改め、同改正規定のうち別表七㈠の記載要領第四号(1)中「(2)に」を「(2)及び(3)に」に改め、同改正規定中同号に次のように加える。

(3)　当該10年内事業年度が租税特別措置法第66条の11の４第３項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定により法第64条の７の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法第66条の11の４第４項に規定する特例10年内事業年度である場合における「損金算入特定欠損金額（(2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」)のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「５」)」(3)の欄は、(1)にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を記載すること。

イ　当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表五「12」の金額から前対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額（租税特別措置法施行令第39条の23の２第７項第１号（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例対象特定欠損金額をいう。イにおいて同じ。）の合計額を控除した金額と当該対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額とのうちいずれか少ない金額

ロ　当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「14」の金額から当該10年内事業年度の別表七（二）付表五「12」の金額及び前対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額(前期の(4))　(2)」の金額（当該前対応事業年度に係るイに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の合計額を控除した金額と当該対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額(前期の(4))　(2)」の金額（当該対応事業年度に係るイに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか少ない金額

第一条のうち、法人税法施行規則別表七㈠付表四の次に五表を加える改正規定のうち、別表七㈠の記載要領第七号(1)中「「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑮と⑱のうち少ない金額)　⑲」の金額を」を「「制限対象欠損金額　⑲－(⑮－⑪)（マイナスの場合は０）　⑨」又は「制限対象欠損金額　⑲－(⑮－⑪)（マイナスの場合は０）　⑫」として」に改め、別表七㈠付表一の表中「他の通算法人の既損金算入額の合計額（別表十八付表「３」）－⑨」を「他の通算法人の既損金算入額の合計額（別表十八付表一「３」）－⑨」に、「特定損金算入割合（別表十八「21の計」）－（別表十八付表「３」）／別表十八付表「４」（１を超える場合は１）（別表十八付表「４」＝０の場合は０）」を「特定損金算入割合（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「３」）／別表十八付表一「４」（１を超える場合は１）（別表十八付表一「４」＝０の場合は０）」に、「各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額（別表十八付表「１」）」を「各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額（別表十八付表一「１」）」